

第8回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成25年9月18日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成25年9月18日（水）午前11時50分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
 - 4番 保田 守君
 - 6番 治徳 義明君
 - 8番 金谷 文則君
 - 15番 岡崎 達義君
 - 18番 小田百合子君
- 5 欠席委員
 - 12番 山下 浩史君
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	内田 慶史君
総務部長兼 総合政策室長	池本 耕治君	産業振興部長	馬場 広行君
建設事業部長兼 建設課長	田中 富夫君	赤坂支所長	森 章君
熊山支所長兼 赤磐市民病院事務長	山田 長俊君	吉井支所長	楯原 哲哉君
農林課長	若林 毅君	商工観光課長	奥田 吉男君
建設課参事	中川 裕敏君	都市計画課長	塩見 誠君
上下水道課長	荒島 正弘君	赤坂支所 産業建設課長	高橋 浩一君
熊山支所 産業建設課長	岩本 良彦君	吉井支所 産業建設課長	奇峯 正二君
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	富山 義昭君	主 事	横谷 亮徳君
--------	--------	-----	--------
- 8 協議事項 1) 委員長辞任の件について
- 9 審査又は調査事件について
 - 1) 議第66号 赤磐市吉井浄化センターにおける合併浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例（赤磐市条例第38号）
 - 2) 議第68号 平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）
 - 3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○副委員長（保田 守君） 定刻になりましたので、ただいまから第8回産業建設常任委員会を開催いたします。

山下浩史委員長より欠席の申し出がありましたので、御報告いたします。

審査に入ります前に、山下委員長から、一身上の都合により委員長を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員長辞任の件を議題といたします。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保田 守君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり山下浩史委員長の辞任を許可することを決定いたしました。

次に、委員長が欠員となりましたので、委員長の互選を行います。

立候補される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保田 守君） 立候補される方がいらっしゃいませんので、推薦とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保田 守君） 異議なしと認めます。よって、互選の方法は推薦によることに決定しました。

○委員（治徳義明君） はい。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員（治徳義明君） 金谷委員を推薦させていただきます。

○副委員長（保田 守君） 金谷さん。

○議会事務局長（富山義昭君） 濟いません。

マイクのスイッチをお願いします。

○委員（治徳義明君） 金谷委員さんを推薦させていただきます。

○副委員長（保田 守君） ただいま推薦されました金谷委員を委員長にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（保田 守君） それでは、委員長に金谷委員が決定しましたので、以後の委員会の議事進行を委員長にお願いいたします。

それでは、就任の挨拶を金谷委員長お願いいたします。

〔委員長交代〕

○委員長（金谷文則君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

先ほどの山下委員長が御都合で辞任ということで、かわりに金谷のほうで委員長ということで、これから一生懸命頑張っていきたいと思います。また、山下委員につきましては、早く体の調子を整えていただいて、早く出てきていただくことを御祈念をいたします。

それでは、本題のほうへ入らせていただきたいと思います。

それでは、最初に市長より御挨拶のほどお願いをいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

本日は、第8回産業建設常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事といたしましては、1件の条例改正、そして一般会計の補正予算、そしてその他の項といたしまして、去る9月4日の発生の災害についてを案件とさせていただきます。慎重なる御審議をよろしく願いいたします。

また、去る9月16日、台風18号による赤磐市内の影響、災害等について、簡単ではございますけれども御報告させていただきます。

未明に台風18号で時折強い雨が降っております。この影響で、市内では市道への倒木が3件、これは直ちに業者に委託することで処理をしております。それから、農産物に関連する被害、これについては報告されているものがございません。農協等にも問い合わせたところ、そういう被害が確認されたものはないと。最小限のことで終わっております。幸いなことだというふうに考えてるところでございます。

それから、きょうの産業建設常任委員会へ、9月4日に就任いたしました内田副市長、常任委員会への出席が最初になりますので、後ほど委員長の許可をいただいて御挨拶をさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。きょう一日、審議よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

それでは、新しく副市長になられました内田副市長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○副市長（内田慶史君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、副市長。

○副市長（内田慶史君） それでは、去る9月4日の本会議で御挨拶を申し上げましたとおりでございますけれども、微力ではございますけれども、友實市長のもと、市のさらなる発展のために誠心誠意、今後とも取り組んでまいりますので、ひとつ御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました案件について審議をよろしくお願いいたします。

当委員会に付託されました案件は、議第66号赤磐市吉井浄化センターにおける合併浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例（赤磐市条例第38号）と議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の2件であります。

それでは、議第66号赤磐市吉井浄化センターにおける合併浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例（赤磐市条例第38号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がございましたらお願いをいたします。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、田中部長。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） 今回の条例の廃止条例につきましては、本会議で説明をさせていただいておりますので、補足説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

それでは、これから質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明はここではありませんので、そのまま質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（岡崎達義君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 私3月の議事録をちょっと見てみたら、そのときに議第10号として合併浄化槽汚泥処理に関する条例の一部を改正する条例というのが出ていることは御存じだと思います。その中で、吉井浄化センターに併設しております合併浄化槽汚泥処理施設で汚泥を処理している人に対して、処理手数料を付加する改正でございますと、下水道への接続促進のため実施するものでございます、こういうふうに答えられてます。答えられるというか説明されてます。

質問に対する当時の市長の答えでは、下水道法では、下水道が供用開始されると早期に公共下水道への接続が義務づけられておりますが、供用開始区域内にいまだに合併浄化槽の接続使用者がおられることから、供用開始区域内の合併浄化槽汚泥処理について公費負担の公平性を確保するために処理手数料を付加することにしたものでございます、こういうふうに答えられてます。

この廃止するという事は、こういう状況がなくなったということなんですか。そこをお答えいただきたいと思います。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いいたします。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） この件につきましては、吉井地域におきましては、浄化槽汚泥につきましては先ほど、吉井浄化センターの横のところにありますミックスというんですが、そこのほうに投入をしとりまして、それにつきましては手数料がかかっていませんでした。ほかの地域、山陽、熊山、赤坂につきましては、和気・赤磐一部組合のほうにお願いをしております。赤磐市に2つ、結局あることとなります。

和気・赤磐の組合につきましては処理手数料を840円いただいております。吉井につきましては処理手数料をいただけていないということで、3月議会において840円付加するということが条例のほうをお願いしとりました。

以上です。

○委員（岡崎達義君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、吉井のほうでその840円付加するということがあったんですね。それなら今まで山陽、赤坂は各戸が負担してたわけですがけれども、この条例を廃止してしまうとなると、その公平性っていうのは担保されなくなるんじゃないですか。公平性を担保するために840円の徴収っていうことになってたんじゃないですか。

それともう一つ、下水道への接続促進のため実施するものでございますと説明の中で言われてますけど、この下水道への接続促進っていうのもなくなったということなんですか。そこをお答えください。

○上下水道課長（荒島正弘君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 山陽、熊山地域においては和気・赤磐処理組合のほうから840円かけとりますが、そのお金につきましては個人ではなきに赤磐市のほうに請求がございました。今回3月の議会におきまして、吉井地域に840円を付加することになりますと、組合のほうの規約も改正をさせていただいて、今まで市が払っていたものを個人の方に請求すると。それができて初めて統一的に行えると。今までは吉井についてはかけてなかったから、3月でかけた。10月1日施行ということで吉井地域においては条例を改正していただいたんですが、組合については規約改正ができていけませんので、それが10月1日には間に合わないというようなことから、吉井地域における条例だけを施行すると公平性が保たれないということから、今回これを廃止させていただきますということでございます。

未接続者のことがなくなったのかといいますのは、そうではなくて未接続者の加入促進をするために、付加することによって合併浄化槽よりも下水道に接続したほうが安いですよということから、これをかけることによって加入が図れるというふうに判断してやられとりましたの

で、のうなったわけではございません。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） どうもちよっとよくわからんのですが、要するに山陽、赤坂は市が負担してるわけですね、全額。吉井のほうは今まで無料だったと。この条例改正によって有料になったんだけど、それでは不公平になるんじゃないかということで、また条例を廃止すると。だったら、山陽、赤坂のほうも各戸に負担してもらえばいいんじゃないですか。そしたら、かなりいろいろ市の負担っていうのも減ってくるんじゃないですか。無料にするからおかしなことになるので。そこは、一部事務組合の条例改正っていうこともあるんでしょうけれども、その公平性の担保っていうのは必要なんじゃないですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） 荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 公平性の観点から、吉井のほうは10月1日施行ということになりましたので、組合規約のほうも10月1日に間に合うように改正してくださいということでお願いしとったんですが、組合規則のほうの改正が10月1日では間に合わないということから、今回とりあえず吉井の条例を廃止させていただきますということなので、このままいくと山陽、熊山、赤坂の方については市が負担してくださると、しかし吉井については個人が負担しなきゃならんということになると、それこそ負担の公平性が保たれないので、どちらも条例ができた暁に施行すれば同じように取れるんですが、吉井だけ先行するわけにはいかないということで、今回廃止をさせていただきますということでございます。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） いや、それはそのとおりだと思うんですけども、山陽、赤坂のは市が負担してるのを個人負担にするようにされたらどうなんですか。かなりの金額入ってくると思うんですけど。市の負担を軽減するっていう意味では、そのほうが真つ当じゃないですか、吉井の840円のを廃止するよりは。

それと、今後はこういうふうにして、どういうふうにされるのかっていうのもあわせてお答えしてほしいんですけど。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 今現在は、今の汚泥処理については個人負担ではなしに赤磐市のほうがしております。先ほど言われましたように、取ったらいいんじゃないかということで、3月の議会において吉井の条例改正をすることによって、当然組合議会のほうの条例改正も同じようにやっていくということで行っていたんですが、今回組合のほうの規約改正が10月1日施行に間に合わないということから、それではほんなら吉井のほうの条例をとりあえず廃止して、まずは個人に付加するのではなく、供用開始区域内の未接続者の方の加入推進を重点的にやって早く下水道に接続していただければ、こういった付加をかけなくても、ゼロになれば付加する必要ないわけでございますので、そのほうに重点を置いてやっていきたいというふうなことから、今回の廃止条例ということでお願いしております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） そうですか。840円っていうのをもう取らないようにして、その逆に未接続者の接続を促進するほうに力を入れるということなんですね。でも、本当にそういうことができるんですか。そういう将来的に接続していく人がたくさんふえるんですか。私は合併浄化槽のほう安く上がるんじゃないかなと思ったりするんですけど、素人考えですから。そこあたりちょっと教えてください。

○上下水道課長（荒島正弘君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 24年度におきまして、今の供用開始区域内でありながら未接続者の方が198軒ございます。

24年度中に大きな事業者の方が接続をいただきました、ちょっと名前は伏せさせていただきますが。そうすることによって、市の負担が約400万円減つとります。

ですから、そういった個人の方よりも、事業所の方もまだ未接続者がおられますので、まずはそういった事業者の方の加入促進を図れば、市の持ち出しもだんだんと少なくなるというふうなことから、個人よりもまずはそういった事業者の方を優先的に行い、個人のほうもいかにやあいけないんですが、まずはそういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（岡崎達義君） もう一つだけ。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 最初のほうに言いましたけど、山陽、赤坂は今市が負担してるわけですよ。これは、各戸に負担っていうことにはもうならないわけですか。特に、中には大きな事業者があるでしょうし、大量にそういう下水、汚泥を処理される方もいらっしゃるんですけど、それを市が負担するんじゃなくて各事業者に負担っていうことになれば、かなり市の負担も減ってくるんじゃないかと思うんですけど。市長も6億円減らすというような話をされ

てましたんで。ですから、こういうのも一つの財政負担の軽減っていうことにもつながるんじゃないかと思うんですけど、そこはどうか。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 今のままいくと、山陽、赤坂、熊山の方については、処理料の負担は個人の方にはいきません。組合の規約が改正になればそういった形になりますけど、今のままでは個人の方にはいきませんので、まずは今の未加入の方に接続をしてもらうようお願いをやっていくことが大事であると。そうすれば、おのずから市の負担も少なくなってくるということなので、まずは事業者の方に接続のほうをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） はい、わかりました。

○委員長（金谷文則君） 岡崎委員、よろしいか。

○委員（岡崎達義君） はい、結構です。

○委員長（金谷文則君） ほかにございませんか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ちょっと、ごめんなさい。

僕だけなんかもしらのんですけど、もう一回ちょっと教えていただけますか。

○委員長（金谷文則君） ちょっとマイク入れてください、済いません。

○委員（治徳義明君） ごめんなさい。

私だけかもしれませんが、ちょっともう一度教えていただきたいんですけど、3月に条例改正した理由と今回廃止した理由、もう一度、申しわけないんですけど教えていただけますか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 3月において条例を改正した理由につきましては、浄化槽を設置してる場合に、下水道法では下水道が供用を開始されると早期に公共下水道への接続が義務づけられておりますが、供用開始区域内にはいまだに浄化槽の継続使用者がおられると。そのことから、供用開始区域内の浄化槽汚泥については処理料を付加しようとする。そうすることによって、下水道使用料のほう安価なことから下水道への接続は促進されるとともに、処理料徴収により歳入増につながるということで、3月の議会で条例改正を行いました。

今回この条例を廃止するというのは、先ほども言いましたが、赤磐市には吉井の単独のエリアと和気・赤磐一部事務組合へお願いしとる区域がございまして、両方とも10月1日に施行を

するよう準備を進めておりましたが、組合のほうの規約改正が10月1日に間に合わないということで、今回3月に条例改正をしていただいた条例をとりあえず廃止させていただきたいと。そうすることで、とりあえず負担は同じ形になると。先に吉井だけやっちゃってほかのエリアが組合の議会の規約改正ができなければ、吉井の方だけが負担するということになりますので、これでは負担の公平性が図られないのではないかとということから、廃止をさせていただいて、まずは加入促進をして、未接続者に早く接続してもらおうというほうが先ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） この組合の一部事務組合、3月時点でもう、10月まで調整も何もなしに、間に合わないことはわかってたんじゃないんでしょうか。何もなしに決められたという感じなんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） うちの3月議会にかけるときには、当然組合議会のほうにも、事務局のほうにも、10月1日に施行するので組合議会の規則改正のほうもよろしくお願ひしますということでやっておりますので、そのときには10月1日にできるというふうにこちらでは思っておりました。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 組合議会のほうからは内諾みたいなやつがあったわけですか。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 内諾的なものは、私どもでは持っておりません。ただ、組合議会のほうで規約改正のほうをお願いするということで進んでおりました。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済いません。

いや、国の方向性から考えてみて、一部事務組合もそういう方向になるだろうと思ってたということでしょうか。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 3月のうちの条例改正をするに当たっては、負担の公平性から組合のほうの規約改正も一緒に10月1日施行にならないとだめだということで、組合議会のほうの規約改正もお願いする旨は伝えて、そのつもりで準備はさせていただいておったんです

が、時間的に間に合わないということがわかりましたので、今回廃止させていただくという
こととさせていただきます。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 今後なんですけども、今先ほど岡崎委員さんのほうからも話しありま
したけども、今後も組合議会と同調してされるということなんですか。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 今後におきましては、まずは加入促進を行います。時期を見
て、もう加入促進もだめかなと、付加をかけなければいけないかなという時期になりました
ら、まずは組合議会のほうの規約の改正をいただいて、その後に吉井の条例改正をお願いし
たい。まずは、組合議会のほうの規約改正をした後に行いたいというふうに思っております。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、3月当初に付加をかけることが加入促進だという考え方で統一
的にそういう条例を出したけども、結果付加をかけることは好ましくない、という判断な
んですか。加入促進したほうが良いという判断だと、そこの辺は。要は一部事務組合が同調し
てないから条例を廃止したのか、それとも考え方そのものが変わったのか、どちらなんです
か。ちょっとその辺がよく。これ一部事務組合が10月1日にやったら、条例を廃止するこ
とはなかったわけですよ、逆に言えば。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 一部事務組合が10月1日に施行していただいとけば当然、3
月の条例で吉井地域の分を付加しておりますので、そういった形で施行されていたと思いま
す。10月1日施行ができないということから、吉井地域において付加するのは適当ではない
と。で、よくよく考えてみますと、付加するのも加入促進になるかもしれませんが、まずはそ
うではなく、加入促進するほうがよからうという判断で、今回やらせていただいております。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、その一部事務組合は別として、考え方が変わったということ
ですか、促進に対する。前は、3月には付加することが加入できる一番最善だと思ってたのが、
いや付加しないほうが最善じゃと変わった理由は何でなんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） はい、答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 24年の、先ほども言いましたが、大きな事業者の方が下水道

のほうへ接続をしていただいております。400万円ほど負担が減つとります。ですから、付加することも大事かもしれませんが、そういつて加入促進すれば、実績が上がれば、市の負担もだんだん少なくなっておりますので、まずは加入促進をするほうが必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○委員（治徳義明君） 済いません。

いいです。

○委員長（金谷文則君） ほかにございませんか。

○副委員長（保田 守君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 規約改正ができないというのはいつごろわかったんですか。

○委員長（金谷文則君） はい、答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） これにつきましては、7月の終わりにわかりました。当時、そのときに吉井地域の方に10月1日から付加するのに広報紙に載せようと、10月1日から供用開始区域内の合併浄化槽を御利用の方は処理手数料がかかりますよということで広報紙に載せようと思ったときに、組合のほうに確認をとったところ、10月1日施行はできないということがわかりましたので、そういった広報紙にも載せれないなということから、この9月の議会において廃止条例をお願いしようということを考えてました。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 事業所が入って400万円もうかったとかというのは、それはそれで別の問題だと思うんですけど、今後どういうふうな見通しを持たれとんかという、こうしてかけてだんだんふえていくなればとんかというても、そんなにあれは期待できんのじゃないかと思うんですけど、特別な周知の方法とか考えていらっしゃるんですか。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） まずは、未接続者の事業所の方の訪問を行いまして、加入されてない理由であるとかどういったことかという、そういったことを聞きまして、そこからまずは始めていきたいというふうに思っております。下水道に接続する費用と合併浄化槽で維持管理する費用との明確な差をお見せすれば、加入促進のほうに結びつくのではないかというふうに考えておりますので、そういったことで進めていきたいというふうに考えております。

○副委員長（保田 守君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 吉井地域全体が接続すれば、幾らぐらいな金額が今後節約できるんでしょうか。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 吉井地域におきましては、供用開始区域内の合併浄化槽を使用されてる方は12戸でございます。その方は事業者でなしに個人の方でありますので、個人の家を訪問して加入促進のほうをお願いしていきたいというふうに思っております。

吉井地域の12軒の方よりも、山陽、熊山地域の大型事業者の方をまずは加入促進のほうにさせていただくのが、と思っておりますので、まずはそういった事業者の方を下水道のほうに接続させていただく推進を行っていききたいというふうに考えております。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 12軒だったら、ほんなら吉井のほうではそんなに金額がという云々じゃないと。山陽や赤坂の事業所の多いところをとにかく先に、個々に促進を促していくということですか。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） そうです。まずは、そういった事業者の方の加入を図っていくと。次に、個人の方の加入もあわせて行うということでございます。

○副委員長（保田 守君） わかりました。

○委員長（金谷文則君） ほかに。

はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） もろもろのこれまでの経緯もわかりました。それと、今後の方針も理解できます。

ちょっと確認したいのが、組合議会のほうでの条例改正が10月1日に間に合わないっていうのが7月末にわかったと。その後、すぐに方針の転換を判断されたんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 組合のほうの規約変更のスケジュール的なものをいただきまして、これを見ていると許可になるのが26年1月ぐらいというような格好になっておりましたので、それでこの9月に廃止条例のほうをお願いしたわけでございます。

○議長（小田百合子君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） 結局それが理由だったわけですね、間に合わないというのがわかっ

たというのは。組合議会が開催されないからとか、そういうことじゃあなかったわけですね。1月を待たないといけないというのが、10月1日からは無理だと。そうわかって判断されたんですね。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 一応そういうことです。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） 市長。

○市長（友實武則君） この条例の廃止について、さまざまな御意見をいただきました。この判断と申しますか、この判断をしたことについて、担当者の説明に少し補足をさせていただきたいと思います。

確かに、市全域で実施しないと公平性が保てません。組合規約等の改正も必要になってきて、その事務が間に合わないということもございます。そして、さらにこの下水道の接続促進をもっともっと努力する必要性があるという判断もありました。加えて、この合併浄化槽を持っておられる方々に対してのこういう付加を求めること、こういったことの理解を求めないと、これは実施することが困難だろうという判断もございました。特にこういった制度を持っている、運用している自治体というのは、全国的に見ても余りありません。余りというかほとんど、私どもが調査したところでは実施してるところはございません。

そういった中で、この条例を制定したときの基本理念については、下水道の接続促進をするという見地から見て妥当な条例だという理解ではございますが、いま一度組合規約等の改正に時間が必要、それからいま一度促進を努力する必要がある、そして市民理解をもっとさらに得ていかないといけない、この3つの条件を満足するためにいま一度お時間をいただいて、条件が全て整ったときにもう一度この制度をつくっていききたいと、こういうふうに判断した結果でございます。

以上でございます。

○委員長（金谷文則君） 小田議長、よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） じゃあ、ないようですので、これで質疑を終了したいと思います。

続きまして、議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から歳入歳出に関して補足説明がございましたらお願いいたします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場部長。

○産業振興部長（馬場広行君） それでは2件、農林課及び商工観光課の関係、それぞれございますので、それぞれの課長のほうから追加説明をさせていただきます。

○農林課長（若林 毅君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） それでは、本日お配りしております産業振興部資料の1ページをごらんください。

農林課関係の9月の補正予算でございますが、経営体育成支援事業としまして、歳入歳出ともに255万円を計上させていただいております。補正予算書でいいますと、7ページの15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金としまして経営体育成支援事業補助金255万円を計上させていただいております。

次に、歳出につきましては、同じく補正予算書の11ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費のほうに経営体育成支援事業補助金255万円を計上させていただいております。

この補正の理由としましては、国の経営体育成支援事業により人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者が融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残に対して支援する事業でございます。事業費の10分の3を上限に補助金を交付するというものでございます。今回この事業により1名の方が取り組みたいということで、補助金を計上しております。なお、事業費の補助残である10分の7につきましては、全額融資で対応するというものでございます。事業の内容につきましては6条刈りのコンバインを購入するというもので、事業費については850万円、これの10分の3である255万円を補助金として交付するというものでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

はい、続いて奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 先ほどの補正予算書の12ページの款7商工費のところの補正について御説明をいたします。

資料としましては、産業振興部の資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

先般の8月22日の本委員会で、リピート吉井の経過について御説明を行いました。指定管理者の公募ということで、8月23日より9月24日まで指定管理者の公募を行っております。指定管理者の運営としまして、12月の指定管理者の議決を経まして、26年4月からの運営開始を目指して準備をいたしております。

それに伴いまして、資料の3ページのほうを見ていただきたいと思います。

今回の補正の内容について御説明をしております。

平成19年からちょっと使ってなかったという経緯の中で、施設の老朽化、経年劣化に伴いまして、維持管理上改修が必要な部分の補修を予定をいたしております。

まず、観光費の11節需用費につきましては、維持管理、運営開始に向けた準備期間中の光熱水費、燃料費でございます。13委託料につきましては、工事に伴う調査設計監理業務の委託料、それから施設整備の点検清掃委託料を計上いたしております。それから、工事請負費につきましては床面の改修、それから壁紙の補修、それから建具の交換、給湯器の交換、電気設備の修繕等で予算を計上いたしております。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、これまで合併浄化槽でありましたが、仁堀の集落排水への加入をして経費を浮かせていくということで、受益者の加入分担金を計上いたしております。

御説明は以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

はい、続いて田中課長。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） 建設課及び都市計画課のほうから補正予算について説明をさせていただきます。

○建設課参事（中川裕敏君） 委員長、建設課、中川です。

○委員長（金谷文則君） はい、中川参事。

○建設課参事（中川裕敏君） まず、予算書11ページ、歳出の6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の13節委託料をごらんください。その中に、測量設計委託料1,048万7,000円とございます。これにつきましては、歳入の項目、8ページ、15款県支出金、3項委託金、2目農林水産業費委託金に県営ほ場整備事業換地業務委託金として歳入が上がっているものでございます。これにつきましては、熊山地区の奥吉原ほ場整備事業についての委託金でございますが、平成22年の事業採択から27年完成を目指して行っている事業で、今年度につきましては面工事及び暗渠工事を行っておりますが、追加といたしまして確定測量を行う予定にいたしております。申しおくれましたが、この事業につきましては県営のほ場整備になっておりますので、事業主体は岡山県で行っております。その確定測量分につきましては、赤磐市のほうへ委託を県のほうからされる分の委託金の歳出の補正と同じ額の歳入の補正を今回上げております。

続きまして、同じく農林水産業費の中の委託料の業務委託料がございまして、950万円。これにつきましては、歳入の7ページ、県支出金、2項の県補助金、4目農林水産業費県補助金の中の農業費補助金に基盤整備促進事業補助金と同額の950万円が上がっているものです。これにつきましては、昨年度の大型補正により、ため池の一斉点検の補助金としていただきました。これにつきましては2ヘクタール以上のため池を点検する予定にいたしておりましたが、当初割り当てのありました金額では不足いたしますので、今年度に950万円追加がございまして、現在217ため池の一斉点検を行っておりますが、これによりまして約120余りを追加で行う予定にいたしております。これにつきましても歳出歳入同額ということで、一般財源の持ち出

しはございません。

以上、建設課でした。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

○都市計画課長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、塩見課長。

○都市計画課長（塩見 誠君） それでは、予算書の12ページをお開きいただければと思います。

土木費の都市計画総務費の補正内容についてでございますが、ここにつきましては、市街化区域内の大規模未利用地を解消いたしまして、健全な市街地の形成及び定住促進を図るために、河本地内におきまして土地区画整理事業を実施する予定にいたしております。この事業は地権者、全体で17名の方がいらっしゃいまして、その方々によります組合により施行する事業でございます。今回補正予算を組ませていただいておりますのは、組合の設立及び事業認可を支援するための補助金を計上させていただいております。

別紙で、本日お配りいたしました産業建設常任委員会資料の建設事業部のほうの資料をごらんいただければと思います。

その資料の1ページ目でございますが、平成25年度土地区画整理事業補助金に係る対象業務等につきまして資料をつくらせていただいております。

事業概要1番にございますが、年度的には25年度から29年度までの事業の年度でございます。全体の総事業費といたしましては3億6,900万円を予定をいたしております。そのうち、市の補助金といたしまして、現在のところ1億7,000万円ということで積算をいたしております。今回補正予算をいたしました25年度につきましては2,400万円。これにつきましては、市に持っております土地区画整理事業の助成規則によりまして10分の10の補助率で計算をいたしております。

2番目に、補助対象の作業スケジュールを25年度、そしてあと1部、参考に26年度のほうもつけさせていただいております。業務項目、そこに縦にございますいろんな項目があります。主な項目といたしましては、一番上にあります現況測量、それからあと2番目にあります土地及び権利調査、飛びまして4番目に基本設計、そして一番下から4番目にございますが事業計画と、あと組合の定款の案の作成という形で、このような業務に今回費用が必要ということで補助をいたします。

参考までに、事業認可の申請につきましては、一番下にございます認可申請の申請書の提出及び認可がございまして、現在の予定では26年度の5月の末に提出をいたしまして、これは県の許可になりますので7月の下旬ごろには認可がおりるんじゃないかというような見通しで事務を進めさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

執行部のほうの補足説明が終わりました。

それでは、ちょっと11時5分まで休憩をとりたいと思います。

午前10時51分 休憩

午前11時4分 再開

○委員長（金谷文則君） それでは、休憩前に引き続きまして、議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の質疑に入りたいと思います。

執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） どこでもええんですか。

○委員長（金谷文則君） 今説明があった内容なら結構です。

○委員（治徳義明君） はい、了解しました。

総合交流促進施設の利用についてなんですけれども、説明書をいただいているんですけども、この中に目的外での利用について、こういうふうな御説明があるんですけども、たしかこの総合交流促進施設には条例があって、条例との整合性というのがあるんですかね。ちょっとその辺の説明をお願いします。

要は、条例では都市部との交流について施設を使いなさいという、それについて市長が指定管理をしますというふうな条例があると思うんですけども、3の目的外の利用についてということで、何でもええんだと、こういうふうな形になってると思うんですけど、その辺の整合性はいいんでしょうか、大丈夫なんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） この産業振興部の2ページの資料を見ていただきたいと思います。

これは、農水省の補助金を受けております。平成20年に通達が出ておりまして、当初の目的、これは宿泊施設でございます。宿泊施設として都市との交流促進のために使ったもの、そのものを長期財産という名称で呼ぶことになります。

本来の大きな意味での目的、設置の目的につきましては、都市との交流活動を通じ活力ある地域づくりを行うため、都市生活者と地域住民との交流活動の拠点としてこの施設を設置するというのが本来の目的でございます。

国、県との協議をする中で、19年まで、実際平成8年から使っておりますので、10年以上目的に沿った宿泊施設での利用をした後、経済情勢なり社会情勢の変化により目的を変えてもいいよと。変えるに当たっては、本来の今の都市と農村との交流、このことは基本的に守ってく

ださいよと。それに基づいた宿泊施設以外の利用であれば、国、県は協議に応じるよという内容になっておりますので、今回の指定管理の公募につきましても、宿泊外での利用法も地域活性化、地域の経済に波及効果のある利用法を提案していただけるならば採択という形の募集をかけております。そのため、設置条例の目的の段階では宿泊であるんですけど、大きな意味で目的はマッチした形の指定管理を選定する予定でございます。

以上です。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、赤磐市総合交流促進施設条例というのがありますよね、条例が。赤磐市でつくった条例が。この3条に、市長が施設の設置目的を効果的に達成するため、飛ばしますけれども、市長が指定する指定管理者にこれを行わせると、こういうふうになりますけれども、これに違反はしないわけですね。これを変えとかという話ではないのでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） これまで宿泊施設での管理運営指定管理者の公募をかけた段階で、指定管理者が宿泊施設での利用という形での提案はございませんでした。そうする中で、宿泊施設外でもこの施設を当初の目的の地域の活性化、それから都市と農村との交流ということの目的に使うということで指定管理の募集をかけております。だから、本来の宿泊施設をやめたわけではございませんので、将来的に今後の指定管理者、今後の計画の中で指定管理者、宿泊でできるという申し出があれば、その計画が適正なものであれば宿泊施設での利用も可能と考えておりますので、条例改正は考えておりません。

以上です。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい、ありがとうございます。

はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい。

○委員（治徳義明君） よくわかりました。

その上で、いろいろ何年も施設が使われてないということではいろんな御努力はされてきてるんだと思うんですけど、今回の見通しというんですか、9月9日かなんかに現地説明会等をやられてると思うんですけども、状況はどんなもんなんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 先般の現地説明会のほうには、1社が現地のほうへ来て御説明のほうをいたしました。もう1社のほうは説明会には来られませんでした。申出書のほうは出ているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

治徳委員、よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） 今後のスケジュールというところで、今募集をされてるわけなんですけれども、委員会において選定するのが10月となっております。工事はいつから入られるんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 9月補正のほうで設計監理の委託料も計上させていただいております。議会の可決後、設計業者のほうを選定いたしまして、設計後、工事の着手を予定しておりますので、年内の着手を予定をいたしております。

以上です。

○議長（小田百合子君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） そしたら、12月議会には業者も決まり、そして工事もすぐに着手できるという状態になるわけですね。この工事は今回したら、もうずっとそのままの状態で指定管理者に渡すことになるんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 今回の改修工事は、通常の維持管理上、5年ぐらい閉館しとったような状態の中で、湿気とそれから設備等でふぐあいなものがかなり発生しております。維持管理上、修繕が必要なものを家主として今回直すのが予算でございます。今後運営者のほうで必要な備品であるとか設備であるとか、そういったものは運営者のほうで負担をしていただいで運営していただくこととなります。詳細については、指定管理者と協定を交わすこととなりますので、その際に修繕なり等の詳細については、そこで明記することとなります。

以上です。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） そしたら、とりあえずは今回の修繕でその後、例えば指定管理者のほうの希望に沿って、また手直しするっていうことはしないんですね。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 施設内容については、老朽化、経年劣化の部分を修繕していくのが今回の原則でございます。指定管理者が決定した段階で修繕する場所というのは考えておりませんので、基本的には指定管理者も立ち会いで改修場所というのは点検をして確認をしてお渡しするという形で考えております。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） そしたら、その後はなるべく市がまた修繕費を使うっていうようなことはないように、業者のほうにちゃんと協定を結ばれるということですね。

○委員長（金谷文則君） はい、答弁お願いします。

奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 基本協定を結ぶ際に経費負担の項目がございます。その中で、従来であれば構造的に支障があるものについては指定管理者と、市の持ち物なんで、市との間で協議をして、負担区分も定めるような形になりますので、幾分かは行政の財産になりますので負担をする部分も出てくると思います。

以上です。

○議長（小田百合子君） はい、わかりました。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ、関連してちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ。

リピート吉井の件なんですけど、ちょっとわからないんで教えてください。

条例等には、名称なんですけども、リピート吉井というような形になって宿泊料金なんかも附則で結構細かく記入されてますけれども、例えば指定管理者が名称の変更とかそういうことは可能なんですか、どんなんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） 奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 公的な施設といたしまして総合交流促進施設という条例名称、それから施設の通称としてリピート吉井、この名称については変更の予定はございません。指定管理者のほうで施設の名称については別途考えられて、名称はつけられると思います。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） いや、変更可能ということなんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 条例上の名称については変更はいたしません。

○委員（治徳義明君） 通称は変えても構わないということ。

○委員長（金谷文則君） もっと優しく、フランクにお答えください。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 施設名称については、指定管理者のほうで随時、多分今後変わっていけば名称を変えられますので、うちとしては今の条例の名前、それから通称については変更する予定はございません。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（金谷文則君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） それはもう何度も言われたのでよくわかったんですけども、指定管理者のほうで通称を変えるということは構わないわけなんですか。例えば、施設に大きな看板を建てて、何とか赤磐とかというふうな形にしても構わないということなんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 指定管理者のほうでどういう名前にされるかというのは今お聞きしてない状況の中なんですけど、経営する上でPR、それから会社のイメージ等もございまして、いろんな名前を多分考えられますので、それは指定管理者のほうで考えていただきまして、条例上の名称、通称については変更する予定はございません。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） それはなぜなんでしょうか。

○商工観光課長（奥田吉男君） 指定管理者は今回3年で指定管理者の公募期間といたしております。再度公募した段階で今度は全然違う利用形態になった場合は、また名称も変わるといふこととなりますので、施設の指定管理者が使われる名称というのは条例上とは離れたもので使っていただく予定にして考えております。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい、わかりました。

○委員長（金谷文則君） 今のリピート吉井の関係はございませんか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） もう19年からずっと使用されてなかったんですか、この施設は。

○委員長（金谷文則君） お答えをお願いします。

はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 19年度末に指定管理が是里ワイン醸造場から終了しまして、その後は指定管理者は公募いたしました指定管理者があらわれませんで、通常の管理として風を通すために窓の開閉であるとか、そういった維持管理はいたしておりましたが、利用としては利用を行っておりません。

以上です。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 指定管理者でこういうふう募集して、先に直して、施設をつかって貸すというのが大体のやり方でこれとんだと思うんですけど、普通に一般的な事業では借りる側の方が、好み、やり方もあって事業を行う人が中を改造したりいろいろ自分らのようにするというやり方と一般的には2つのやり方があると思うんですけど、今のやり方でやれば、今議長が先ほど言われたように、ちょっと後から指定管理者のほうの人の要望なんか後から出たりして、そこら辺のこともきっちり決めとかにやおえんと思うんですけども、事業全体の設定、もとのやり方としたらもう大体こういうやり方でやっていくのがいいとお考えなんでしょうか。一般的に見たら不動産なんかでも両方のケースがあると思うんですけど。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） これが国の事業で設置したものでございまして、平成8年から使っております。建物の構造上、29年の耐用年数がございます。国の財産を勝手に民間の方が使って変更されるといって、非常に難しい話になります。で、できないんで、基本的に市の行政財産である限りは、市がもとの状況の格好で維持補修を今回かける予定でございまして。だから、指定管理者についても、これを大規模な改修をというものはうちのほうも認めませんので、そういった軽微なものであれば設備、備品のようなもので対応していただくという形で考えております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○副委員長（保田 守君） よろしい。

○委員長（金谷文則君） それでは、商工費のいま、これはよろしいか。

○議長（小田百合子君） その前の。

○委員長（金谷文則君） それ行きます。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（金谷文則君） 商工、今7款のほうから先に行ったんですが、よろしいか、7款の商工費の関係は。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、さきの6款のほうの農林水産業費についての質疑を受けたいと思います。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済いません。

経営体育成支援事業についてお伺いをいたします。

さきの本議会の質疑でもあったんですけども、山口地域の方が対象だと、こういうふうに言われてましたけども、この決定するプロセス、どういうふうなんで決まっていくのかちょっと教えていただければありがたいんですけども。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） この事業の取り組みですが、融資を基本として取り組む場合に補助が受けられるというような事業ですので、取り組みたい農業者の方が金融機関等へ御相談していただいて、いろんな条件に合うかということ審査していくようになります。

まず、事業を実施する上で、事業の成果目標というものを立てていただきます。これは国のほうが定めてる基準がありまして、規模を拡大するとか、6次産業化を図るとか、雇用の増加を図るとかといったような7項目がありますので、この7項目のうち2つを選択した事業計画を立てていただくと。

その後、今度は採択に当たってのポイントというのが別にあります。これは、たくさんの事業者が手を挙げた場合に、優先順位をつけるというものでございます。この採択のポイントというのが6項目あります。例えば、法人化を図るとか、新規就農者であるとか、女性であるとか、そういったような項目がありまして、この項目に合致することによりましてポイントを獲得します。このポイントの多い方から採択をされるというようなことでございます。

今回は金融機関のほうへ御相談をしていただいて、金融機関のほうでも融資が可能ということで、1名の方が事業に取り組まれるというものでございます。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ちょっとよくわからないんですが、結局募集をするということなんですか。

○委員長（金谷文則君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） 特に一般に広報紙等ではお知らせはいたしておりません。取り組みたいという農家の方の御相談に応じて、取り組めるかどうか判断してやっております。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） いや、ですから今回山口の方が決まった決定は、申しわけない、もう一度、どういう過程、プロセスを踏んで誰が決めたのかちょっと教えていただけますか。

要は、随時関係機関へ相談があつて、その方の中から決めたということですか。

○委員長（金谷文則君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） そうです。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） そういうシステムなら、もうそれでいいですけど。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場部長。

○産業振興部長（馬場広行君） この事業の対象者というのが、そもそも人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体となる方を育成しようという制度でございます。したがって、人・農地プランをつくる段階において、こういう制度というのはその地域の方にお知らせをしております。その中から希望者が出てくるわけですが、そういうような中で審査というのは、先ほど申しました金融機関の審査があつたり、あるいは国が定めた基準があつたりということで、採択になるかどうかを決めます。最終的には農政局のほうで最終的な決定がされて、事業が進められるというような形になります。

以上です。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） それで、議場の質疑でもあったんですけども、9月の補正に出たということでちょっと少し遅いんじゃないかというふうなお話がありましたけど、もう一度ちょっと9月の補正になった理由を教えてくださいませんか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） 馬場部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 9月になった理由でございますけれども、計画そのものはもっと早い段階、6月あるいは5月だったかもしれません、あったようです。まず、こちらへの御相談というよりも、もともとがこの事業そのものが金融機関を通して融資に対しての補助事業ですので、そちらの金融機関のほうへ御相談をされてます。それとあわせて、そういう計画等の関係も出てきたわけですが、その金融機関が一方ではお金を貸せるかどうか、経営の内容についても審査をしております。それから、もう一方で計画書をつくった中で農政局との事前協議というのをやっております。そういう関係から、そういう金融機関の審査、あるいは農政局の事前協議というのが6月の補正に間に合わなかったというようなことから、期日的には9月補正をせざるを得んというような状況になっております。

もう9月半ばで、先ほどの農政局のほうからの承認がおりたかどうかというのもちょっとまだ確認とれてないんですけれども、承認が今おりるような状況で、それがおりれば事業は進められます。ただ、補助金に関してはまだ議決をもらってないんで、もしもここですぐ機械を導入しましたということになった場合、もしこの予算が否決されたとなります。否決された場合には補助金は出ません、あとは自己資金で、融資を借りた残りは自己資金でやってくださいということでは着工ができるということで、国のほうとは確認をしております。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） いいです、はい。ありがとうございます。

○議長（小田百合子君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） ちょっと補足して聞きたいんですけども、850万円のうちの255万円ですよね。県から、要するにうちはトンネルで出すわけですよね。もしもこれがなくても金融機関のほうは全額であっても融資するとか、そういうことにはならないんですか、こちらが議決できなかった場合。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） この経営体育成事業につきましては補助金なんで、あとは補助金がもらえなかった場合は個人さんと金融機関の借入れとなりますので、できるかどうかというのはちょっとその辺はこちらのほうではわからない。

○議長（小田百合子君） わからない。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 今回の場合の資金の対象でいいますと、事業費の7割までしか借入れができないという形になります。今回使う資金については、スーパーL資金というんですけれども、償還5年間までは無利子ということで借りられる非常に有利な資金でございます。

ます。7割まで入ると。その残りの3割を補助金でいただくということになります。

仮に補助金が出なかった場合どうするかというのは、3割について個人さんが自己資金でやられるか、あるいは他の一般的な資金を借りられるかということになります。

○議長（小田百合子君） よくわかりました。

○委員長（金谷文則君） 治徳委員、ちょっとマイクを消しといてください。

ほかにございませんか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） これちょっとわからなくて聞こうかなと思ったんじゃけど、この金額が妥当かどうかということは、これは農政局が決めとるわけですか、基本的には。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） 850万円の事業費につきましては見積書を徴しております。その見積書に応じまして、値引き等もありますので、最終的に見積金額とすれば購入費は850万円ということで金額のほうは上げさせていただいております。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（金谷文則君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） ないようでしたら、今の6款の農林水産業費につきましては質疑を終了したいと思います。

続いて、最後の8款の土木費、これにつきましては質疑はございませんか。

ありませんか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 農林費。

○委員長（金谷文則君） いいですよ。締め切りしましたけど、どうぞ。

○委員（治徳義明君） 済いません、申しわけない。

ちょっとほ場整備の関係なんですけども、県営奥吉原の……。

○委員長（金谷文則君） マイクを入れてください。

○委員（治徳義明君） ほ場整備の関係なんですけど、今後赤磐市はほ場整備をどの程度残ってるんでしょうか。ちょっとその辺教えていただけますでしょうか。

○委員長（金谷文則君） それは難しい。

○委員（治徳義明君） だめなんですか。

○委員長（金谷文則君） いやいや、いいですけど。

○副議長（岡崎達義君） その他の……。

○委員長（金谷文則君） 出てこにゃあ。

○副議長（岡崎達義君） その他で尋ねたほうが妥当じゃない。

○委員長（金谷文則君） うん。

いいですか。簡単だと思います。

○委員（治徳義明君） 簡単に。もうそんなに難しく言うわけじゃないんで。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、田中部長。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） はっきりした数字はつかんでおりませんが、ざっとほ場整備可能田の中で60%ぐらいの整備率だろうと思っております。

○委員（治徳義明君） 60%。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 通常そのエリアで考えていったら、大体もうほ場整備というのはでき上がっているようなエリアがほとんどなんだと思うんですけども、それよりも何よりも、30年もたったんで老朽化に伴うやり直しというんですか再整備なんかのほうに重点を置かれてるんじゃないかと思うんですけども、赤磐市がその60%という低い率というのは何か、個々にもあるんでしょうけども全体的にはどういう形なんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

はい、田中部長。

○建設事業部長兼建設課長（田中富夫君） ほ場整備の促進についてですけど、赤磐市においては、山陽地域は果樹が非常に盛んであります。そういったところで施設が非常にたくさんあるということで、その施設を壊してまで大区画にするというのを山陽地域では少し控えられとるといような状況です。それから、吉井、熊山については、ほぼほ場整備計画地域についてはある程度の進捗率を持っております。あと、赤坂地域で少し小さな規模ではあるんですけど、したいというような情報は聞いております。

今後についてのほ場整備ですけど、ある程度の整備が進んでおりますので、今後要望があれば検討していくという状況であります。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい、いいです。

○委員長（金谷文則君） それでは、8款の土木費に返りますが、土木費、御質問ございませ

んでしょうか。

はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 総事業費が、この都市区画整理のあれなんですけど、この市が補助するという1億7,000万円、下の今回の金額はこの1億7,000万円の中に入るとるんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○都市計画課長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、塩見課長。

○都市計画課長（塩見 誠君） 1億7,000万円の中に入っております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） それで、順次、29年度までにこの残りの金額を使っていくということなんですけど、それは工事にかかわるようなところの金額に補助をずっと出していくんですか。どういう内容なんですか、そこの。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○都市計画課長（塩見 誠君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、塩見課長。

○都市計画課長（塩見 誠君） 今後26年度から29年度までずっと事業は進んでいくわけですが、それぞれ土地を造成する費用、それからあと公共施設であります道路、公園等をつける費用がございます。それぞれ市の補助金の規則がございます。30%から100%まで、いろいろ項目によって補助の割合を決めておりますので、それに基づきまして必要な補助のほうをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） じゃあ、ないようですので、これで質疑のほうを終了したいと思います。

それでは、採決に入らせていただきます。

ただいまから本委員会に付託されました議第66号赤磐市吉井浄化センターにおける合併浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例（赤磐市条例第38号）と議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の2件について採決したいと思います。

まず、議第66号赤磐市吉井浄化センターにおける合併浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例（赤磐市条例第38号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。それでは、そのように申し出をいたします。

続いて、その他に入ります。

その他で委員または執行部から何かございましたら発言をお願いいたします。

委員、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） じゃあ、執行部。

はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） それでは、その他について農林課のほうから御説明させていただきます。

本日の産業振興部資料の1ページをごらんください。

下段のほうに、公の施設の指定管理についてということで載させていただいております。今年度末で指定管理期間が満了となる産業振興部関係の公の施設は、そこに掲げております3つの施設がございます。引き続きまして、指定管理による管理をしたいというふうに思っております。

次に、4ページのほうをごらんください。

岡山県みどりの大会2013ということで、以前に概略については御説明をさせていただきましたが、内容のほうが決まりましたのでお知らせをさせていただきます。10月5日土曜日、11時から15時まで、山陽ふれあい公園の野外劇場周辺で開催されます。11時から、緑化運動や愛鳥ポスターのコンクールの表彰、緑の少年隊の活動発表、記念植樹などが行われます。午後からは、野外活動等の体験が行われるということで御案内を申し上げます。

続きまして、5ページのほうをごらんください。

企業との協働の森づくりという事業がございます。これは、企業や団体が社会貢献活動として森林整備や森林レクリエーション活動などを支援するというものを岡山県が実施しているものでございます。

具体的には、6ページの上段のほうをごらんください。

企業におきましては、森づくり活動によって森林保全への貢献や企業のPRや、また環境教育の場としての森林活動を目指していると。また、一方では森林所有者のほうがそういった活動に森林を提供すると。その間を取り持ちますコーディネートとしまして、岡山県のほうがお互いの橋渡しを行うというものでございます。

この森林整備活動の内容につきましては、7ページの上段のほうに、実践型ということで社員や家族の皆さんがボランティアで実践する森づくりの活動という例を挙げておりますが、下草刈りでありますとか、間伐とか枝打ちのような活動をしていくというものでございます。

この事業に赤磐市の市有林を登録をしておりました。場所につきましては、8ページのほうの地図をごらんいただければと思います。赤磐市の地図の中に17番としまして、赤磐市中勢実の市有林1.43ヘクタールをこの活動として提供するというので、県のほうへ登録しておりました。

今回企業のほうから、この赤磐市での森林活動に取り組みたいという申し出が県のほうにありました。現地確認をしていただいたところ、ぜひここで取り組みたいということでございます。今後は活動内容はどうするかとか、協定内容はどのようにするかとかということをお県民局を交えて検討していきたいと。今後のスケジュールとしては、10月下旬に企業と市のほうで協定書を締結したいと、森林整備活動については11月ぐらいから取りかかりたいということで現在検討しておりますので、お知らせをさせていただきます。

なお、市費の持ち出しについては、この事業ではございません。

現在この申し出をいただいております企業につきましては、中四国セキスイハイム工業株式会社のほうでございます。

以上、お知らせをさせていただきます。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

はい、奥田課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 今お手元の資料の、引き続きまして11ページをごらんいただきたいと思っております。

平成25年のこれから秋のイベントについて御紹介をしております。

まず、10月6日に周匝の吉井川堤防で地元実行委員会によるコスモス・案山子まつりがございます。

それから、熊山の英国庭園オータムフェスタ、これは10月26、27の土日に赤磐市主催で予定をいたしております。

それから、あかいわ祭り、ことしについては、「あかいわ再発見！いいまち いい人 美味しいもの」、これをサブタイトルに、11月3日、祭日ですが、ファミリー公園サッポロワイナリーをメイン会場として行う予定にしております。

それから、是里ワインフェスト、これは実行委員会をしておりますので、まだ案の段階ですが、11月17日の日曜、ドイツの森のほうで行う予定にいたしております。

それから、ページめくっていただきまして、12ページ、あかいわART RALLY2013ということで、10月12日から10月22日、11日間におきまして赤磐市内の歴史、それから観光名所、そういった20カ所で作家さんの作品をそこへ展示して、市民参加型で楽しんでいただくという企画を考えております。これはART RALLYの実行委員会が行っておりますもので、詳細な内容は最後のページにチラシをつけておりますので、ごらんいただきたいと思ます。

以上です。

○委員長（金谷文則君） 続いて。

○建設課参事（中川裕敏君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、中川参事。

○建設課参事（中川裕敏君） 建設課からその他について説明させていただきます。

9月4日発生の災害について説明します。

建設事業部資料の2ページをお願いします。

まず、右下の雨量集計について説明をいたします。

9月3日から4日に変わる前後に降り始めた雨が24時間最大雨量でカウントされており、1時間最大雨量は、赤坂が9月4日の朝の7時から8時、ほかの支所につきましては9時前後でカウントされております。国庫補助災害の雨量の基準は、24時間が80ミリメートル以上、または1時間当たりが20ミリメートル以上なので、本庁、各支所とも満足しておりますので、国庫補助災害の査定を受ける準備を現在いたしております。

被災の状況についてですが、左下の表をごらんください。

国庫補助に該当するのが24件で、国庫補助災害の規模に満たさない小さな災害で、起債が充当され交付税措置をされる小災が12件、水路台が被災しているが水路本体が被災していないなどの理由により補助災害として扱われないなどの単市災が4件上がっております。被害額は約1億円になっております。また、道路、水路への土砂流入によるものの撤去や簡易な工事によるものの修繕箇所が108件で約3,900万円となっております。緊急を要する修繕料につきましては、現在維持費の予算で施工しております。

なお、今後の予定といたしましては、11月の初めに農水省及び国交省による査定を受ける予定になっておりますので、取り急ぎ測量設計を行う必要がありますので、測量設計委託料と急ぐ修繕料の一部につきましては予備費を充用するように財政課と協議中です。また、査定後に

実施設計を行い、早期発注を行いたいと思いますので、12月議会での補正対応では遅くなりますので、工事請負費と修繕料の一部について精査した時点での金額で専決による補正予算を財政と協議をしております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） 何かその他につきまして御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） ないようでしたら、次に移らせていただきます。

これは、議会の広報の件は話をこの中ですればええんかな。

○議会事務局長（富山義昭君） こちらから話ししましょうか。

○委員長（金谷文則君） もう執行部はあれか、執行部の挨拶してもらって、最後にしてもいいか。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（金谷文則君） それでは、執行部の方もおられますので、ほかにないようでございますので、これをもちまして産業建設常任委員会を閉会をいたしたいと思います。

その後、山下前委員長が議会からの選出委員というか、それで出ておられる箇所がございます。それについてのちょっと御協議を委員さんのほうでお願いをしたいと思いますので、先に執行部がいる間での会を閉めたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） それでは、当委員会に付託されました条例1件、それから補正予算1件につきまして、慎重審議の上、原案のとおり可決、承認をしていただきまして、決定いただきまして大変ありがとうございました。特に議第66号につきましては、今後下水道の未加入者に対しまして臨戸訪問等々の方法をもちまして加入促進に鋭意努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます、本当に慎重審議ありがとうございました。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

皆様方には今日は長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。

これで本日の委員会を閉会したいと思います。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、皆さん大変きょうは御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会